



2011年3月号

# 二戸労基署ニュース

忙しい時こそ休憩を!!

## ◇ 協定届等の提出を忘れていませんか

労働時間関係の届出書類には、①時間外・休日労働などを行うために必要な「時間外労働・休日労働に関する協定届」、②年間カレンダー等を作成して週40時間以内にするための「1年単位の変形労働時間制に関する協定届」など、有効期間が最長1年で、毎年届出が必要なものがあります。うっかりして協定届の有効期間切れになる事業場が数多くありますので、有効期間を確認して、協定の締結、届出を忘れないようにしてください。

また、新年度から労働条件を変更する事業場もありますが、この場合も③就業規則の変更届を忘れずに届け出てください。

なお、これらの届出書類は、労働者に必ず周知しましょう。

## ◇ 労働条件を明示しましょう

4月から新たに労働者を雇い入れる事業場も多いと思いますが、まだまだ労働条件を明示していない事業場があります。特に、①労働契約の期間、②就業場所・従事すべき業務の内容、③労働時間に関する事項、④賃金の決定、計算・支払の方法等、⑤退職に関する事項については、書面での交付が義務付けられていますので、「労働条件通知書」等を交付しましょう。

## ◇ 労働災害発生状況

- 平成22年(1月～12月)(2月末集計分の速報値)
  - 死亡労働災害 : **2件**(前年同期比 **-1件**)
  - 休業4日以上 : **114件**(前年同期比 **+15件**)
- 平成23年2月
  - 死亡労働災害 : **0件**(前年同期比 **±0件**)
  - 休業4日以上 : **17件**(前年同期比 **+3件**)



急がない!急がない!

本年に入っても労働災害が増加しています。特に「食料品製造業」、「木造家屋建築工事業」で増えていきます。雪や凍結による転倒災害も目立っていますので、足元を確認しながら作業するようにしましょう。

**二戸・久慈地域産業保健センターを活用してみませんか?**

**無料で健康相談に応じます。0195-23-4466まで**

このニュースへのお問い合わせは 二戸労働基準監督署 TEL0195-23-4131まで。